

令和元年台風第19号により被災された方に対する 個人事業税の減免について

令和元年台風第19号により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

災害により事業用資産や住宅・家財に損害を受けられた場合、下記のとおり、個人事業税の減免措置があります。

★ 対象となる個人事業税

平成30年所得に対する平成31年度(令和元年度)課税の個人事業税のうち、令和元年10月12日以降の納期限分が対象となります。

※ 納期限が第1期と第2期に分かれている場合で、第1期の納期限が令和元年10月11日以前のときは、第2期分のみが対象となりますのでご注意ください。

詳細については、最寄りの地方振興局県税部までお問い合わせください。

減免の対象	税額の軽減割合	
自己の所有する事業用資産について、災害によりその資産価格の1/2以上の損害を受けており、かつ、一定の要件により算出した 事業所得金額 (※2)が1,000万円以下	前年中の事業所得金額が500万円以下の場合	10分の10
	前年中の事業所得金額が500万円を超えて、750万円以下の場合	10分の5
	前年中の事業所得金額が750万円を超えて、1,000万円以下の場合	10分の2.5
自己の所有する住宅及び家財について、災害によりその資産価格の3/10以上の損害を受けており、かつ、合計所得金額(総所得金額+退職所得+山林所得金額)が500万円以下である場合	損害金額 (※1)が資産価格の1/2以上である場合	10分の5
	損害金額が資産価格の3/10以上、1/2未満である場合	10分の2.5

※1 **損害金額**については、実際の損害金額から保険金あるいは損害賠償金等により補てんされた金額を控除した後の金額になります。

※2 **事業所得金額**とは、 $A + B + C - D$

営業等事業所得A(社会保険診療分を除く) + 不動産所得B(個人事業税の課税対象金額のみ算入) + 青色申告特別控除額C - 各種控除額D(事業主控除 + 損失の繰越控除 + 被災事業用資産の損失の繰越控除 + 譲渡損失の控除 + 譲渡損失の繰越控除)

※ 同一の災害により自己の所有する事業用資産、自己の所有する住宅及び家財のいずれにも該当する場合は、減免すべき税額のいずれか多い額となります。

◆ 申請期限は、**災害のやんだ日から60日を経過する日まで**となります。

◆申請書類（令和元年台風第19号関係）

必要となる書類		事業用資産の被災	住宅・家財の被災
個人事業税減免申請書(直第84号様式)		○	○
添付書類	市町村等の公的機関の発行する災害証明書(写し) (全壊、大規模半壊、半壊等の災害の程度が記載されているもの)	○	○
	事業所得の確認できる書類(平成30年分確定申告書、平成30年分更正請求書、青色申告決算書、収支内訳書等)	○	
	事業用資産の被災時の価格が確認できる書類(平成30年分減価償却費の計算書等)	○	
	総所得が確認できる書類(市町村の発行する平成30年分所得に関する平成31年度(令和元年度)合計所得証明書等)		○
	住宅・家財の被災時の価格が確認できる書類(市町村の発行する固定資産課税台帳登録事項証明書、平成31年度固定資産税の納税通知書等)		○
	災害関連支出額を証明できる書類(領収書等)	◇	◇
	保険金等の支払いを受けた金額の証明書等	◇	◇
	配偶者等の所得証明書(減免の対象となる「住宅」が、自己の所有する住宅のほか自己と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する場合)		◇
	その他、地方振興局から求められた書類	◇	◇

○・・・必須書類

◇・・・必要に応じて提出する書類

◆ 申請期限は、災害のやんだ日から60日を経過する日までとなります。

◆申請先及びお問い合わせ先

連絡先	所在地	電話番号
県北地方振興局県税部	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 北庁舎4F	024-521-2692
管轄市町村	福島市・二本松市・伊達市・本宮市・伊達郡(桑折町・国見町・川俣町)・安達郡(大玉村)	
県中地方振興局県税部	〒963-8540 郡山市麓山1丁目1-1	024-935-1251
管轄市町村	郡山市・須賀川市・田村市・岩瀬郡(鏡石町・天栄村)・石川郡(石川町・玉川村・平田村・浅川町・古殿町)・田村郡(三春町・小野町)	
県南地方振興局県税部	〒961-0971 白河市昭和町269	0248-23-1517
管轄市町村	白河市・西白河郡(西郷村・泉崎村・中島村・矢吹町)東白川郡(棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村)	
会津地方振興局県税部	〒965-8501 会津若松市追手町7-5	0242-29-5251
管轄市町村	会津若松市・喜多方市・耶麻郡(北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町)・河沼郡(会津坂下町・湯川村・柳津町)・大沼郡(三島町・金山町・昭和村・会津美里町)	
南会津地方振興局県税部	〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5213
管轄市町村	南会津郡(下郷町・檜枝岐村・只見町・南会津町)	
相双地方振興局県税部	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目30	0244-26-1126
管轄市町村	相馬市・南相馬市・双葉郡(広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村)相馬郡(新地町・飯館村)	
いわき地方振興局県税部	〒970-8026 いわき市平梅本15	0246-24-6032
管轄市町村	いわき市	
総務部税務課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 本庁舎2F	024-521-7068